**消　　　防　　　計　　　画**

　　年　　月　　日作成

第１章　総　則

（目的と適用範囲）

第１条　この消防計画は、火災を予防するとともに、火災、地震その他の災害による人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とし、管理権原の及ぶ　　　　　　　　　　　部分に出入りする全ての者に適用するものとする。

（管理権原者の責務）

第２条　管理権原者は、防火管理に関するすべての責任を有し、防火・防災上の建物構造の不備や消防用設備等の不備欠陥が発見された場合は、速やかに改修する。

（防火管理者の権限と業務）

第３条　防火管理者は、この計画に基づく一切の権限を有し、次の業務を行わなければならない。

⑴　消防計画の作成、検討及び変更

⑵　通報、避難誘導、消火の訓練の実施

⑶　建築物、火気使用設備器具、危険物施設等の自主点検整備の実施及び監督

⑷　消防用設備等の点検整備の実施及び監督

⑸　火気の使用の制限・禁止又は取扱いに関する指導及び監督

⑹　収容人員の把握と安全管理

⑺　管理権原者に対する助言及び報告

⑻　従業員等に対する防災教育の実施

⑼　その他防火管理上必要な業務

（消防機関への報告等）

第４条　防火管理者は、防火管理業務の適正を図るため、常に消防機関と連絡を密にし、次の報告等を行うものとする。

⑴　消防計画の届出（改正の場合はその都度）

⑵　建築物及び諸設備の設置又は変更の事前連絡並びに法令に基づく届出

⑶　消防用設備等の点検結果の報告

⑷　教育訓練の指導要請（消防訓練実施届の提出）

⑸　その他法令に基づくもの及び防火管理について必要な事項の報告

第２章　予防管理対策

（予防管理組織）

第５条　日常の火災予防及び地震時の出火防止を図るため、防火管理者のもとに火元責任者を予防管理組織編成表《別添１》のとおり定める。

（消防用設備等の点検報告）

第６条　防火管理者は、建物に設置されている消防用設備等の機能を維持管理するため、機器点検を６か月に１回、総合点検を１年に１回実施し、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに１年に１回（非特定防火対象物は３年に１回）岡崎市消防長に報告しなければならない。

（自主検査）

第７条　防火管理者及び火元責任者は、建築物、火気使用設備器具、電気設備、消防用設備等の維持管理を図るため、自主検査票《別添２》に基づき定期的に自主検査を実施し、その結果を記録、保存する。

（不備欠陥の整備）

第８条　防火管理者は、点検、検査の結果、不備欠陥を認めたときは、早急にその是正を図らなければならない。

　（防火対象物の定期点検）※該当する場合のみ

第９条　防火対象物の点検義務がある場合は、点検の資格を有する者により点検させ、その結果を維持台帳に記録、保存するとともに１年に１回岡崎市消防長に報告しなければならない。

　（火災予防、避難管理上の遵守事項）

第10条　火災予防及び避難施設等の維持管理のため、全ての者は次の事項を遵守しなければならない。

⑴　火気使用設備器具は、使用前と使用後に必ず点検し、安全を確認するとともに、周囲は常に整理整頓しておくこと。

⑵　喫煙は、指定された場所で行うとともに、灰皿、吸殻容器は水を入れて使用し、後始末を完全にすること。

⑶　廊下、階段、出入口等には、避難の障害となる物品を置かないこと。

⑷　非常口等は、有事に容易に開放できるよう維持管理しておくこと。

⑸　定められた場所以外で火気を使用しないこと。

⑹　当建物で工事を行う場合は、火気等の使用について防火管理者の指示を受けること。

（放火防止対策）

第11条　放火防止のため、全ての者は次の事項を遵守しなければならない。

⑴　建物の周囲に可燃物を置かないこと。

　⑵　死角となる廊下、階段室、トイレ等に可燃物を置かないこと。

　⑶　物置、空室、倉庫等の施錠を行うこと。

　⑷　トイレ、洗面所、倉庫等の巡視を行うこと。

　（用途別重点事項）

第12条　その他必要な事項として、用途別重点事項表《別表》の用途に応じた重点事項を、事業形態に合わせ準用するものとする。

第３章　自衛消防活動

　（自衛消防隊の編成及び任務）

第13条　火災、地震その他の災害が発生した場合に、被害を最小限にとどめるために自衛消防隊を自衛消防隊編成表《別添１》のとおり定める。

（夜間、休日における活動体制）

第14条　就業時間外に火災、地震その他の災害が発生した場合は、現場にいる最高責任者の指示に従い、それぞれの任務につくものとする。

２　夜間、休日等、無人時の災害発生に備え、防火管理業務を部外者に委託する場合は、その委託の方法、範囲等を防火管理業務の一部委託状況表《別添３》に定めるものとする。

３　従業員は連絡網等により、速やかに参集するものとする。

　（自衛消防活動）

第15条　自衛消防隊は、火災、地震その他の災害が発生した場合は、自衛消防隊編成表及び前条第１項に基づき、積極的に行動するものとする。

第４章　震災対策

（震災予防措置）

第16条　震災の予防措置は、第２章に定めるほか、次の事項を行うものとする。

⑴　建物及び建物に付随する施設（看板、窓枠等）の倒壊、転倒、落下等の防止措置

⑵　火気使用設備器具の使用停止及び転倒防止

⑶　危険物等の漏洩、転倒等の防止措置

⑷　商品等の転倒、落下の防止措置

⑸　初期消火用水の確保

⑹　非常持出品の準備

（地震時の活動）

第17条　地震時の活動は、第３章に定めるほか、次の事項について行うものとする。

⑴　出火防止の措置

火元責任者は、担当区域の火気使用設備器具の使用停止を行うとともに、その確認を行う。

⑵　情報の収集

通報連絡担当は、周辺の被災状況を把握するとともに、情報を積極的に収集し、その対応措置を講ずる。

⑶　消火活動

　　ア　消火担当は、災害発生場所の状況を把握し、重要な施設等の消火活動に当たる。

　　イ　火災の発生もなくその他の被害も少ない場合で、周辺に火災が発生している場合は、自衛消防隊長の命令により消火活動に協力する。

⑷　避難誘導

ア　避難誘導担当は、従業員等を屋外の安全な場所へ誘導する。

　　イ　防災機関からの命令又は自衛消防隊長の判断により、第20条に定める指定避難所へ誘導する。

第５章　南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発令時の対策

　（対策）

第18条　南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発令時及び地震が発

生したことを覚知した従業員は、直ちに事業所責任者及び通報連絡班長にその旨を報告する。

（自衛消防隊の業務）

第19条　従業員は、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発表時及び地震が発生したことを覚知したときは、事業所責任者（隊長）の指揮の下、次の各号の自衛消防隊の区分に従い、次の各号に揚げる業務を行う。

1. 通報連絡担当

　ア　テレビ、ラジオ等による情報の収集

　イ　建物内への地震、津波、南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注

意）に関する情報及び防災上必要な情報の伝達

　ウ　非常持出品の準備

⑵　消火担当

　ア　火気使用設備の使用停止その他の出火防止措置及び消火器の準備

　イ　商品等の転倒、落下防止

⑶　避難誘導担当

　ア　避難通路の確保及び非常口の開放並びに従業員等の避難誘導

　イ　その他必要な措置

（避難誘導）

第20条　当事業所の指定避難所は　　　　　　　　　　　　とし、事業所責任者は南海トラフ地

震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）が発せられたときは、従業員等に対し指定避難所の位置及び当事業所からの避難経路を知らせる。

第６章　教育・訓練

（防災教育）

第21条　防火管理者は、従業員等に対する防災教育を次の基本事項に基づき行うものとする。

⑴　消防計画の周知徹底及び従業員の任務について

⑵　火災予防上の遵守事項について

⑶　発災時の周知要領及び避難誘導要領について

⑷　消防用設備等の機能及び取扱要領について

⑸　南海トラフ地震臨時情報（調査中、巨大地震警戒、巨大地震注意）発令時の対応について

（消防訓練）

第22条　防火管理者は、火災、地震その他の災害に際し、被害を最小限にとどめるため通報、消火、避難誘導等を連携した総合訓練を年２回以上（非特定防火対象物は年１回以上）実施するものとする。

２　防火管理者は、前項に規定する総合訓練と合わせて大規模な地震に係る防災訓練を年１回以上実施するものとする。

３　防火管理者は、岡崎市火災予防条例第51条の規定に基づき、訓練実施日の３日前までに『 消防訓練実施届 』を岡崎市消防長に届け出なければならない。

　別表

用途別重点事項表

|  |  |
| --- | --- |
| 用　途 | 重点事項 |
| 映画館集会場 | １　施設内に定員を超えて入場させないこと。２　避難誘導は、観客等の混乱防止に努めること。 |
| キャバレー飲食店 | 厨房内は常に整理整頓し、グリスフィルター等は定期に清掃すること。 |
| 百貨店スーパー物品販売店 | １　バックヤード等の商品置場は常に整理整頓し、避難の障害とならないようにすること。２　売場は主要通路、補助通路が確保できるように商品を配置すること。 |
| 旅館ホテル病院 | １　宿泊者又は入院患者の見やすい位置に消防用設備等の配置図及び避難経路図を掲示すること。２　従業員は、次の事項について宿泊者又は入院患者に説明し、協力を求めるものとする。　⑴　避難経路図に基づく避難方法等の具体的な指導　⑵　異常を認めた場合の職員への早期連絡　⑶　その他火災予防上必要な事項の説明３　夜間における出火防止、火災の早期発見及び安全確保のため次の事項を行う。　⑴　従業員による当番制を定め、定期に館内を巡回すること。　⑵　火災等を発見した場合、直ちに消防機関へ通報するとともに、他の職員及び宿泊者若しくは入院患者に知らせること。　⑶　発災時、従業員は宿泊者又は入院患者の避難誘導に全力をあげること。 |
| 共同住宅 | １　火気を使用する設備及び電気器具は、使用前と使用後に必ず点検し、安全を確認すること。２　廊下、階段、専用バルコニー等に、避難の妨げになる物品を置かないこと。３　家具、調度品、火気使用設備器具の転倒防止及び落下防止をすること。４　石油ストーブは、耐震自動消火装置付きのものを使用するとともに当該装置の適正管理に努めること。５　震災に備え、食料、飲料水、衣類、懐中電灯、携帯ラジオ等の防災物品を準備しておくこと。 |

別添１

**予防管理組織編成表**

火元責任者の業務

・喫煙の安全管理

・火気使用設備器具の安全管理

・電気設備、器具の安全管理

・消火器具等の管理

・地震時の出火防止に関すること

・その他火災予防上必要な事項

　　　階火元責任者

氏名又は役職

　　　階火元責任者

氏名又は役職

　　　階火元責任者

氏名又は役職

防火管理者

**自衛消防隊編成表**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 自衛消防隊　隊長 | 氏名又は役職 |  |

|  |  |
| --- | --- |
| **任　　　務　　　内　　　容** | **氏名又は役職** |
| ○　通報連絡担当消防機関への通報、従業員・来場者への報知、消防隊への情報提供 |  |
| ○　消火担当消火器及び消火栓を用いて初期消火を行う。 |  |
| ○　避難誘導担当非常口を開放して、来場者等の避難誘導及び人員の確認を行う。要救助者の救助 |  |

別添２

自主検査票

|  |  |
| --- | --- |
| 管理権原者 |  |
| 防火管理者 |  |
| 検査担当者 |  |

検査日　　　　年　　 月　　 日

判定欄の記号　　　○印　良い　　　×印　不良　　　　印　改修済

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 検査内容 | 判定 |
| 建築物 | 周囲等 | 可燃物が放置されていないか。 |  |
| 避難上、消火活動上有効な通路が確保されているか。 |  |
| 防火区画階段・廊下非常口 | 防火シャッター・防火扉はスムーズに開閉するか。 |  |
| 避難を妨げる物品等はないか。 |  |
| 非常口は、容易に開閉できるか。 |  |
| 消火設備 | 消火器具 | 階ごとに適正な位置に配置されているか。 |  |
| 外観に異常はないか。 |  |
| 標識は脱落していないか。 |  |
| 屋内消火栓設備 | 扉の開閉、操作を妨げる物品等はないか。 |  |
| 外観に異常はないか。 |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 |  |
| ポンプ室は整理され可燃物はないか。 |  |
| スプリンクラー設備 | ヘッドに変形・障害物はないか。 |  |
| ポンプ室は整理され可燃物はないか。 |  |
| 警報設備 | 自動火災報知設備 | 受信機、発信機の周辺に障害物はないか。 |  |
| 表示灯は点灯し、容易に確認できるか。 |  |
| 感知器の変形・破損はないか。 |  |
| 警戒区域一覧図はあるか。 |  |
| 非常警報設備(非常放送設備) | ベル・放送の音量は適正か。 |  |
| 本体の周辺に障害物はないか。 |  |
| 放送設備の階選択・一斉放送等の操作機能は正常か。 |  |
| 表示灯は正常に点灯しているか。 |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 検査内容 | 判定 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 警報設備 | 火災通報装置 | 本体・遠隔起動装置に変形等はないか。 |  |
| 本体の電源に異常はないか。 |  |
| 起動装置の周囲に障害物はないか。 |  |
| 避難設備 | 避難器具 | 操作場所及び降下場所の周囲に十分空間がとられているか。 |  |
| 操作場所の窓は容易に開放できるか。 |  |
| 降下空間の途中に看板等の障害物はないか。 |  |
| 誘導灯誘導標識 | 標識・パネルの表面に汚れがなく、点灯しているか。 |  |
| 非常電源に異常はないか。 |  |
| 照明器具・装飾品等で見えにくくなっていないか。 |  |
| 消防隊使用設備 | 連　　結送水管 | 各階の放水口のバルブから漏水していないか。 |  |
| 扉の開閉を妨げる物品等はないか。 |  |
| 送水口付近に障害がなく、基準階図があるか。 |  |
| 消防隊進入口 | 外部から容易に進入口を確認できるか。 |  |
| 外部から容易に開放できるか。 |  |
| 進入口の周囲に物品等はないか。 |  |
| 排煙設備 | 垂れ壁・可動壁の作動障害はないか。 |  |
| 排煙口の近くに妨げとなる物品等はないか。 |  |
| 手動操作箱に変形・破損はないか。 |  |
| その他 | 危険物 | 施設は適正に維持管理されているか。 |  |
| 許可(届出)された品名、数量が守られているか。 |  |
| 係員以外の者がみだりに出入りしていないか。 |  |
| 危険物取扱者による取扱い又は立会いが行われているか。 |  |
| みだりに火気が使用されていないか。 |  |
| 火気管理 | 喫煙場所は適正か、吸殻の処理は確実か。 |  |
| 電気・ガス器具等の近くに可燃物はないか。 |  |
| ガスホース、電気コード等に異常はないか。 |  |
| 厨房ダクトの清掃はされているか。 |  |
| 焼却炉の構造及び火の始末はよいか。 |  |
| 防　　　 炎対象物品 | カーテン・じゅうたん等は防炎物品であり、表示はあるか。 |  |
| その他 |  |  |

別添３

防火管理業務の一部委託状況表　　（　　　　年　　月　　日現在）

|  |  |
| --- | --- |
| 受託者　氏名（名称） |  |
| 住　所（所在地） | TEL（　　　　　）　　　　－　　　　　　　　 |
| 受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法 | □　常駐方式 | 範囲 | □　火気使用箇所の点検等監視業務□　避難又は防火上必要な構造及び設備の維持管理□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　□避難誘導　□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）□　周囲の可燃物の管理□　その他（　定期的な巡回　　　　　　　　　） |
| 方法 | 常駐場所 |  |
| 委託する防火対象物の区域 | □全域　□一部[　　　　　　　　　　] |
| 委託する時間帯 |  | 常駐人員 | 人 |
| □　巡回方式 | 範囲 | □　巡回による火気使用箇所の点検等監視業務□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 巡回回数 |  |
| 委託する防火対象物の区域 | □全域　□一部[　　　　　　　　　　] |
| 委託する時間帯 |  | 巡回人員 | 人 |
| □　遠隔移報方式 | 範囲 | □　火災異常の遠隔監視及び現場確認業務□　火災が発生した場合の初動措置　□初期消火　　□通報連絡　　□その他（　　　　　　　　　）□　その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 方法 | 現場確認要員の待機場所 |  |
| 委託する防火対象物の区域 | □全域　□一部[　　　　　　　　　　] |
| 委託する時間帯 |  | 所要時間 | 分 |

(備考) 1．「受託者の行う防火管理業務の範囲及び方法」については、該当する項目の□に✓印を付すこと。

2．委託している場合のみ記載してください。